

**茨城県医師修学資金貸与制度における  
令和元年度以前の医学部入学者に適用される特定地域の取扱いについて**

令和2年度以降の茨城県医師修学資金貸与制度新規貸与者のうち、**令和元年度以前の医学部入学者に適用される特定地域の取扱いは、以下のとおりです。**

<特定地域での義務履行期間に算入できる地域について>

区分	医師少数区域	修学生医師を優先的に派遣すべき地域
令和元年度以前 医学部入学者	臨床研修開始時の医師確保計画に定める医師少数区域	医学部入学時点で特定地域としていた地域
令和2年4月1日 時点 (二次保健医療圏)	日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、取手・竜ヶ崎、筑西・下妻、古河・坂東	水戸、日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻、古河・坂東

<令和元年度以前入学者に適用される特定地域のイメージ>

①令和5年度に臨床研修を開始する方（令和4年度の学年が6年生の方 ※）

（※）留年等により臨床研修開始時期が遅れた場合を除く

医師少数区域	日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、取手・竜ヶ崎、筑西・下妻、古河・坂東
--------	-------------------------------------

+

上記以外に医学部入学時点で特定地域としていた地域	水戸
--------------------------	----

②令和6～7年度に臨床研修を開始する方（令和4年度の学年が4～5年生の方）

医師少数区域	現時点では不明（令和6年度に策定予定の第8次医師確保計画に定める医師少数区域が適用されるため）
--------	---

+

医学部入学時点で特定地域としていた地域	水戸、日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻、古河・坂東
---------------------	---------------------------------